

枚方校区コミュニティ協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、枚方校区コミュニティ協議会(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、枚方校区における「住みよい町づくり」をめざす。そのために、校区内の自主的な活動を促進し、緊密な連絡調整に努めるとともに、校区の発展と福祉の増進を目的とする。

第2章 組織

(会員)

第4条 1 本会会員は、前条の目的を達成するため、校区内に居住し、かつ、自治会に加入している住民をもって組織する。
2 会員を代表し、目的を達成する為に理事をおく。理事は、各自治会会長とする。

(活動)

第5条 本会は、目的を達成するために次の活動を行う。
(1) 校区内の自治会の連絡調整に関する事。
(2) 専門部活動に関する事。
(3) 会報などの発行に関する事。
(4) 各種団体との連絡調整に関する事。
(5) その他、目的達成に必要な活動を行う事。

(活動内容)

第6条 本会は、理事各位の協力により自主的に活動し、営利的・政治的・宗教的活動は行ない。

(役員)

第7条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長	1名
(2) 副会長	若干名
(3) 書記	1名
(4) 会計	1名
(5) 会計監査	2名
(6) 専門部長	各1名

(選出)

第8条 1 会長は、理事会の互選により選出する。
2 副会長、書記、会計、会計監査は、理事会において選出する。
3 専門部長は、各専門部の中から選出し、理事会の承認を得る。

(任務)

- 第9条
- 1 会長は、本会を代表し、全ての会務を統括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
 - 3 書記は、議事録の作成及び保存文書等に関する事務を取り扱う。
 - 4 会計は、会計事務を取り扱う。
 - 5 会計監査は、会計を監査し、理事会に報告する。
 - 6 専門部長は、各専門部を統括する。

(任期)

- 第10条
- 1 役員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
 - 2 前条各号の役員に欠員が生じた場合、その役員を補充することができる。この場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(機関)

- 第11条 この会に、次の機関を置く。
- 1 定期総会及び臨時総会
 - 2 理事会
 - 3 役員会

(総会)

- 第12条 総会は、当会の最高決議機関である。
- 1 定期総会は、毎年5月に開催する。
 - 2 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。
 - ① 過半数の理事から開催請求があつた時。
 - ② 会計監査から開催請求があつた時。
 - ③ その他、会長が必要と認めた時。
 - 3 総会は、理事及び役員で構成される。
 - 4 総会は、理事及び役員の総数の過半数出席(委任状を含む)により成立し、議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長が決する。
 - 5 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - ① 事業計画及び事業報告に関する事項
 - ② 予算及び決算に関する事項
 - ③ 会則の改正に関する事項
 - ④ 役員の選任及び解任に関する事項
 - ⑤ 議長は、副会長が務める
 - ⑥ 会の運営に関する重要な事項

(理事会及び役員会)

- 第13条
- 1 理事会及び役員会は、原則として毎月1回会長が招集し、会の運営に関する事を審議する。
 - 2 理事会は、理事及び役員で組織する。ただし、会長が必要と認めた者も参加させることができる(会長が必要と認めた者とは、自治会の加入の有無を問わない。専門の知識を有するものとする)
 - 3 役員会は、会長、副会長、書記、会計、専門部長をもって組織する。

- 4 理事会は、第3条の目的を達成するにあたり、必要と認めた場合、特別委員会を設置することができる。
- 5 理事会は、過半数の出席で成立し、副会長が議長を務める。
- 6 議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が決する。

(専門部)

第14条 専門部に、第5条第2項の活動を達成する為、次の専門部を置き部長を置く。また、理事会が必要と認めた時は、臨時の専門部を設けることができる。(別表、組織図)

第4章 会計

(会計)

- 第15条
- 1 本会の経費は、次の収入により運営する。
 - ① 自治会負担金 *1
 - ② 寄付金
 - ③ 補助金
 - ④ その他
 - 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
 - 3 本会の支出は、理事会で議決された予算にもとづき、本会の目的に沿って行う。
 - 4 本会の収入、支出及び資産を明らかにする為、会計及び資産に関する帳簿を整備する。また、帳簿及び関係書類は5年間保存しなければならない。
 - 5 会員が帳簿の閲覧を求めた時は、開示しなければならない。
 - 6 自治会の負担金は、理事会の承認を得て決定する。

(会計監査)

第16条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、総会の承認を受けなければならない。

第17条 附則

本会則は、平成16年6月1日より施行する。

会則改正 平成17年5月21日(第16条)

会則改正 平成23年5月14日(第4条・第11条)

会則改正 平成29年5月13日(全面改正)

会則改正 令和 2年5月16日(一部改正・第13条 第2項・第4項)

~~~~~

\*1 自治会負担金(4月1日現在)

|            |         |
|------------|---------|
| ・50世帯以下    | 10,000円 |
| ・99世帯以下    | 12,000円 |
| ・100～199世帯 | 15,000円 |
| ・200～299世帯 | 18,000円 |
| ・300世帯以上   | 20,000円 |